

別紙様式 5

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(平成31年度)

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

①	平成31年度分 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算総額	9,237,860円		
②	加算による賃金改善実施期間	令和 元年 6月 ~ 令和 2年 5月		
③	福祉・介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	333.5人		
④	福祉・介護職員に支給した賃金額 (②の期間の総数)	73,187,475円		
⑤	福祉・介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	219,452円		
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	基本給を12,096,345円、職責手当を90,000円、資格手当を282,000円、扶養手当を100,800円、グループホーム手当を375,000円、賞与(一時金)を1,541,887円改善した。賞与(一時金)の中には、5月に支給した一人10,000円の「コロナ慰労金」も含まれている。尚この計算には法定福利費の増加分は含まれていない。		
⑦	賃金改善所要額(⑥に要した費用の総額) (法定福利費等を含む)	14,486,032円		
⑧	福祉・介護職員一人当たり賃金改善月額 (⑦÷③)	43,436円		
	記入担当者	連絡先電話番号	FAX番号	メールアドレス
	飯田智高	097-586-7272	097-586-7282	rapports@bun.bbiiq.jp

- ※ ①については、別紙様式5(添付書類1)により内訳を添付すること。
- ※ ⑦については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2及び添付書類3を添付すること。
- ※ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定にあたっては、福祉・介護職員に加え、賃金改善を行ったその他の職種についても含めて記載すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 7 月 31 日 (法人名)社会福祉法人ラポール

(代表者名) 理事長 石三 修

印

福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度)

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号
----------------	-------

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジンラポール 社会福祉法人 ラポール		
主たる事務所の所在地	〒879-7763 大分県 大分市大字下戸次字中姉子 1253 番			
	電話番号	097-586-7272	FAX 番号	097-586-7282
事業所等の名称	フリガナ 名称	別紙一覧表による	提供するサービス	
事業所の所在地	〒 別紙一覧表による			
	電話番号		FAX 番号	
複数の事業所ごとに一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 (5) 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。				

①	算定した加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (<u>I</u> II 区分なし)		
②	賃金改善実施期間	令和 元年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月		
③	令和 1 年度分福祉・介護職員等特定処遇改善加算総額	1,356,850 円		
④	賃金改善所要額 (i - ii)	1,594,773 円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	44,449,664 円		
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	42,854,891 円		
⑤	経験・技能のある障害福祉人材 (㊶) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)	79,206 円 ・ 7 人		
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	12,802,600 円		
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	12,248,160 円		
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	7 人		
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者		1 人】	
⑥	設定できない場合の説明	<ul style="list-style-type: none"> 小規模事業所等で加算額全体が少額である。 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。 その他 () 		
	他の障害福祉人材 (㊷) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)	36,930 円 ・ 25.3 人		
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	26,230,217 円		
	vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	25,295,892 円		
⑦	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	25.3 人		
	その他の職種 (㊸) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)	16,309 円 ・ 6.5 人		
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	5,416,847 円		
	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	5,310,839 円		
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	6.5 人		
【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金		3,480,000 円】		
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお㊶の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	別紙による		

- ※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)
 - ・添付書類2：各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)
 - ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス等事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2年 7月 31日

(法人名) 社会福祉法人ラポール

(代表者名) 石三 修

印

別紙

賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。

「経験・技能のある福祉人材」については、当法人での継続年数が10年以上、他の法人での経験も合わせて10年以上となる職員で、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を持つ職員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の研修を修了した職員とした。

短期入所については、グループホーム併設型で職員も兼務、加算額も少額(7,740円)ということで職員の振り分けを行っていない。

以上の理由から、今回の福祉・介護職員等特定処遇改善報告書は法人一括での提出になる。

①の職員については、基本給を一人当たり26,100円/年、賞与を一人当たり27,820円、期末一時金として一人当たり7,000円の改善を行った。

②の常勤職員については、基本給を一人当たり10,777円/年、賞与一人当たり2,791円の改善を行う。非常勤職員については時給を見直し、総額718,753円(一人当たり44,095円/年)の改善を行った。

③の常勤職員については、基本給を一人当たり8,400円/年、賞与を一人当たり2,800円の改善を行う。非常勤職員については時給を見直し、総額56,462円(一人当たり12,547円/年)の改善を行った。